

**野々市市介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）
における月額包括報酬の日割り請求に係る適用について**

野々市市の介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サービス・通所型サービス）の月額包括報酬の日割りの算定の取扱いについては、国が定めるもののほか、次の表に定めるとおりとします。

※ サービス算定対象期間

月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間

月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

	月途中の事由	起算日
総合事業の利用開始	利用者との契約開始（月の途中より新規にサービスを利用する場合）	契約日。ただし、利用者と事業者（地区地域包括支援センター及びサービス事業者）との合意がある場合は、利用開始予定日等を起算日として差し支えありません。 （例：契約日が5月中旬で、サービス利用開始が6月中旬になった場合など）
	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護の契約を解除し、月額包括報酬の訪問型サービスの契約をする場合 ・介護予防通所介護の契約を解除し、通所型サービスの契約をする場合 	契約解除日の翌日。ただし、利用者と事業者（地区地域包括支援センター及びサービス事業者）との合意がある場合は、訪問型サービス又は通所型サービスの利用開始予定日等を起算日として差し支えありません。
総合事業の利用終了	利用者との契約解除（月の途中で利用を終了する場合）	契約解除日。ただし、利用者と事業者（地区地域包括支援センター及びサービス事業者）との合意がある場合は、訪問型サービス又は通所型サービスの最後の利用日を起算日として差し支えありません。

※ 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となります。

【国が定める取扱い】

インターネットの「WAMNET」のホームページから、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料」の「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」を検索し、参照してください。）